専決処分の報告について

秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

秦野市長 高 橋 昌 和







秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方 自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分につ いて」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

秦野市長 髙 橋 昌 利



理由

地方税法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に削除及び移動が生じたため、改正する。

秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例の一部を改正する条例(平成30年秦野市条例第40号)の 一部を次のように改正する。

第2条に次のように加える。

附則第42項から附則第44項までを削る。

附則第45項中「法附則第30条第6項第1号及び第2号」を「法附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「附則第42項の表」を「次の表」に 改め、同項に次の表を加え、同項を附則第42項とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第46項中「法附則第30条第7項第1号及び第2号」を「法附則第30条第3項第1号及び第2号」に、「附則第43項の表」を「次の表」に 改め、同項に次の表を加え、同項を附則第43項とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

附則第47項中「法附則第30条第8項第1号及び第2号」を「法附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「附則第44項の表」を「次の表」に 改め、同項に次の表を加え、同項を附則第44項とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

第3条中附則第42項から附則第47項までの改正規定を次のように改める。 附則第42項から附則第44項までを次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

42 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例)

43 市長は、当分の間、第30条及び第30条の2の規定にかかわらず、 神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものと して市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能 割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

4.4 市長は、当分の間、第33条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の4項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

45 法第454条の規定による申告納付は、当分の間、神奈川県知事に行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

46 本市は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務 を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に 掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

47 営業用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	100分の1	100分の0.5
第2項	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

48 自家用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第13号 秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧		
附則	附則		
1-41 (略)	1-41 (略)		
	42 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪		
	以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、		
	その軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31		
	日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成		
	29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定		
	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる		
	<u>字句とする。</u>		
	第31条第2号ア(イ) 3,900円 1,000円		
	第31条第2号ア(ウ) 6,900円 1,800円		
	10,800円 2,700円		
	3,800円 1,000円		
	5,000円 1,300円		
	43 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以		
	上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに		
	限る。次項、附則第46項及び附則第47項において同じ。)		
	に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平		
	成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車		

両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車 税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア (ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2,500円

4.4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3, 900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ)	6, 900円	1,800円
	10,800円	2, 700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1, 300円

43 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

45 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

46 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	3, 500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1, 900円
	5,000円	2, 500円

44 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

47 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第44項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。